

大分大学医学部附属病院医療技術部長及び副医療技術部長選考内規

平成20年12月24日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学医学部附属病院規程施行細則（平成16年医学部細則第1－1号）第12条の規定に基づき、大分大学医学部附属病院医療技術部長及び副医療技術部長候補者（以下「候補者」という。）の選考に関し、必要な事項を定める。

(選考の時期)

第2条 候補者の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 医療技術部長又は副医療技術部長が定年により退職するとき。
- (2) 医療技術部長又は副医療技術部長が辞任を申し出て、病院長の承認を得たとき。
- (3) 医療技術部長又は副医療技術部長が欠員となったとき。

2 前項第1号に該当する場合にあっては60日前までに、前項第2号及び第3号に該当する場合にあっては速やかに医療技術部長及び副医療技術部長選考委員会（以下「委員会」という。）を設置して、選考を開始しなければならない。

(候補者の資格)

第3条 医療技術部長及び副医療技術部長となることのできる者は、人格に優れ、医療技術に関する見識を有し、心身共に健康で、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大分大学医学部附属病院（以下「本院」という。）の副医療技術部長、部門長又は技師長、療法士長若しくは技士長の職にあり、職務経験を5年以上有する者
- (2) 本院に準ずる規模を有する医療機関で、前号の職に準ずる職にある者

(選考方法)

第4条 候補者の選考方法は、原則として公募することとする。

2 病院長は、委員会の選考結果に基づき候補者を決定し、病院運営委員会に報告するものとする。

(任期)

第5条 医療技術部長及び副医療技術部長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員会の組織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 副病院長 1人
- (3) 医療技術部に所属する職員が配置される中央診療施設、特殊診療施設及び診療科の長のうちから、病院長が指名した者 若干人
- (4) 医学・病院事務部長

2 前項第2号及び第3号の委員は、病院長が指名する。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第8条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(委員会の解散)

第10条 委員会は、当該候補者の選考の終了をもって解散する。

(事務)

第11条 委員会の事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第12条 この内規に定めるもののほか、候補者の選考に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則（平成20年医学部附属病院内規第1－2号）

- 1 この内規は、平成20年12月24日から施行する。
- 2 この内規施行の前日に在任する医療技術部長及び副医療技術部長は、この内規により選考されたものとみなし、その任期は第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 大分大学医学部附属病院医療技術部長選考内規（平成18年7月26日制定）は、廃止する。

附 則（令和6年医学部附属病院内規第1－1号）

この内規は、令和6年4月1日から施行する。